

## 〈資料1〉用語の解説

【ア行】

### ●NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や事業者とともにこれからの社会を支えるものとして大きな期待が寄せられている。平成10年12月1日には、社会貢献活動を行う団体に法人格を付与する特定非営利活動促進法が施行された。

### ●淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム 施設のやさしさ度チェック

施設の管理者である事業者が、自らの施設を自己点検することで、ユニバーサルデザインとは何かを理解してもらうためのきっかけを作るもの。この点検プログラムでは、施設の点検→現状評価→討論→計画書（やさしさプラン）づくり→計画に沿った取組→取組の評価→改善策の検討といった流れで継続的に施設点検を実施することとしている。平成14年3月発行。

### ●オストメイト

病気などが原因で、人工肛門または人工膀胱保持者となった人。排泄物をためるためのパウチと呼ばれる袋を装着しているため、一定時間毎に排泄物を捨てる必要があり、この際にパウチや腹部を洗浄する必要がある。このため、洗浄装置等が設置されたオストメイト配慮のトイレが整備されることが課題となっている。

【カ行】

### ●交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月施行）の通称。高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を法制度化したもの。この中で、交通事業者に対し、駅、バスターミナル等の旅客施設を建設する場合や、鉄道車両、バス等を新たに導入する場合にバリアフリー化を義務づけるとともに、市町村は、国の基本方針に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、旅客施設、道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、基本構想を作成することとされている。

### ●高齢者等感応信号機

視覚障害者、身体障害者、高齢者等が安全に横断できるよう、ボタンを押すか、ペンダント型またはカード型の発信機からの電波により、青時間を通常より長くする信号機。

●視覚障害者用付加装置

視覚障害者が安全に横断できるよう、歩行者用青信号を音響で知らせる装置。

●滋賀県人権尊重の社会づくり条例

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的として、人権尊重の社会づくりの主体である県と県民および事業者の責務や人権施策の推進にあたっての基本となる事項を定めた条例。平成13年4月1日施行。

●滋賀県男女共同参画推進条例

県と、県民、事業者の皆さんとの主体的な取組によって男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すもの。男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めている。平成14年4月1日施行。

●しがベンチマーク

県の政策が県民の暮らしにどのように役立っているのかという視点のもと、身近な指標を使って政策を数値化し、その目標や到達の度合い、全国的な位置などの客観的なデータを明らかにして示すもの。平成12年度から実施。

●昇降装置付立体横断施設

エレベーターなどの昇降装置を備えた立体横断施設。

●新滋賀県環境総合計画

滋賀県環境基本条例第12条に基づく環境総合計画として、長期的な目標と環境政策の基本方針、環境保全の総合的推進施策、環境配慮指針の提示をしている。（平成9年策定、平成16年改定）

●身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を同伴することができるようにするもの。

平成15年10月に法律が全面施行され、身体障害者補助犬を同伴できる施設が、不特定多数の人が利用するホテル、デパート、レストラン等にまで広げられた。

●施策評価

施策・事業のレベルでの県の行政活動の成果を、客観的な指標を用いて検証、評価したもの。その結果を県民に示し意見を募集するとともに、評価結果をPlan(企画、立案)→Do(実行)→Check(点検、検証)→Action(見直し、改善)のサイクルに組み込んでいくことにより、よりよい施策の立案につなげ、政策目的と施策・事業との連動の徹底を図っていく。滋賀県では平成11年度から実施。

**●総合的な学習の時間**

各学校が地域や学校の実態などに応じて、創意工夫を生かした横断的、総合的な学習を行う時間。

**●タウンモビリティ**

電動スクーター、車いすなどを商店街に用意し、高齢、障害、けが等のために移動が難しい人々に提供し、ショッピングやその他まちの諸施設を利用できるようにするシステム。

**●だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例**

高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた人等の行動を阻む様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害者等だけでなく、あらゆる人々にとって住みよいまちづくりの実現を目指す滋賀県の条例。県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、住みよい福祉のまちづくりのために必要な施策の推進を図ることとしている。平成7年から「住みよい福祉のまちづくり条例」として施行、平成17年4月1日改正施行。

**●低床バス**

だれもが楽に乗り降りできるように、バスの出入り口の床を低くしたバス。

低床バスには2種類あり、床を低くして乗降口の階段を1段(通常は2～3段)にし、床の高さが地上から55～60cm程度のものを「ワンステップバス」、乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から30～35cm程度のものを「ノンステップバス」という。

**●電子投票**

タッチパネルに触れて投票するなどの電子機器による投票。

**●点字ブロック**

視覚障害者の歩行における安全と利便の確保を目的とした突起をもった床材。線状ブロックの誘導用床材と、点状ブロックの注意喚起用床材がある。

**●ノーマライゼーション (normalization)**

障害者や高齢者等社会的に不利益を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方と、そのための方法である。

**●ハートビル法**

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑

に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。(平成15年4月に改正法施行)

安心して気持ちよく利用できる建築物(ハートビル)の建築を促進することにより、だれもが快適に暮らせる生活環境づくりに役立てることを目的とし、不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する一定規模以上の建築物を新築、増改築、修繕等を行う者に対し、高齢者、障害者等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずる義務を課しているほか、多数の者が利用する建築物に対しても、努力義務を課している。

●ブロードバンド

アナログ電話回線(モデム)やI S D N (Integrated Service Digital Network:デジタル総合サービス網)を使った従来のインターネット接続と異なり、A D S L (Asymmetric Digital Subscriber Line:非対称デジタル加入者線)やC A T V (有線テレビ)、光ファイバーを使った高速のインターネット接続方式のことをいう。

●歩行者音声案内システム

視覚障害者の歩行・移動のために必要な情報を音声により提供し、歩行を支援するシステム。社会実験では、要所に設置した発信機から情報を赤外線信号で発信し、携帯装置で受信することにより手元で音声情報を得るシステムを選択している。

●歩行者感応信号機

歩行者をセンサーにより感知し、歩行者用信号の青の時間を調整する信号機。

●歩行者支援装置

視覚障害者等が横断歩道を歩行する際に、視覚障害者の所持する白杖を検出し、信号等の状態を音声により提供するもので、視覚障害者等の横断を支援するシステム。

●みんなで作るまちづくり手引書～淡海ユニバーサルデザイン化ガイドライン～

ユニバーサルデザインを理解し、まちづくりに実践してもらうための参考書。対象となる道路や公園などの個々の施設整備に関わる技術基準を作成するのではなく、まちづくりに携わる人々に対し、まちづくりに向けた調査、計画、事業化、見直し、そして再び計画…といった永続的な一連の流れのあり方(ひな形)を提示している。平成14年3月発行。

●ワンストップサービス

すべてのサービスを1か所で簡単に受けることができるサービス形態。